

スポーツ施設使用料等の見直しについて

1 見直しを検討する理由

スポーツ施設使用料については、平成30年4月1日施行の条例改正により、「利用時間区分の統一（原則3時間単位）」、「テニスコートの年間利用制度の廃止」、「市内在住65歳以上の割引利用券の発行」等の一部見直しを行ったところである。

しかしながら使用料金そのものについては、合併前のものが新市に引き継がれたままとなっており、同じような施設を利用しても、地域によって使用料が異なり、同種において不均一な状況となっている。

併せて、使用料の優遇措置を受けられる対象者及び割引率についても不均一な状態である。

市有スポーツ施設の老朽化が進み施設維持費が増大していく中、施設の有効活用及び持続可能な施設運営を図るため、使用料等の見直しを行うもの。

2 スポーツ施設の使用料比較（現状）

資料13、14ページ参照

3 基本的な見直し方針

① 同種における使用料の統一

→施設環境が同一のものは、地域にかかわらず同一料金とする

② 優遇措置の検討

→生徒、高齢者等に対する使用料の優遇措置を検討

4 今後の予定

次回（7月頃）前橋市スポーツ推進審議会において、素案を提示